第3回 多治見市特別職報酬等審議会 議事録

日 時: 平成22年10月13日(水)

 $15:00\sim16:45$

場 所:多治見市役所本庁舎5階第一会議室

出席委員: 牛込進委員、松本勉委員、藤井多賀子委員、大野聖委員、堀尾憲慈委員、

田尻宣子委員、鈴木周作委員

欠席委員: 坂崎田鶴枝委員

事務局: 土田芳則企画部長、服部知明総務部長、木村雅利人事課長、

河地孝彦人事課副主幹、水野琢也人事課総括主査

15:00 開会

議長

第3回多治見市特別職報酬等審議会を開催します。

まず「秘密会について」を議題とします。本審議会は秘密会とすることができますが、本日はその必要もないと認められるので、秘密会としないことに決してよろしいですか。

委員一同

異議なし。

議長

異議がないので、そのように決します。

次に、「議事録署名委員を定めるについて」を議題とします。

多治見市特別職報酬等審議会運営規則第9条第1項の規定により、本日の議事録署名委員を出席委員から2名以上定めることになっているので、議長において2名指名したいと思いますが異議はありませんか。

委員一同

異議なし。

議長

異議がないので、議長において藤井多賀子委員、鈴木周作委員の両委員を指名 します。

次に、「多治見市議会議員の議員報酬及び多治見市長、副市長の給料の額並びに 改定時期について」を議題とします。前回の審議会において、会長と職務代理者に 答申素案の作成を一任されています。作成した答申素案と関係資料を配付している ので確認していただきたい。本審議会は、今回の開催をもって終了する予定である ため、今回の審議会で答申内容を決定したい。

それでは、答申素案について説明します。

答申素案

1 議員の報酬月額

役職名	改定答申額	現行額	改定額	改定率
議長	570,000 円	590,000 円	△20,000円	△3. 39%

副議長	520,000円	540,000円	△20,000円	△3. 70%
議員	475,000 円	490,000 円	△15,000円	△3.06%

2 市長・副市長の給料月額

役職名	改定答申額	現行額	改定額	改定率
市長	980,000円	1,030,000円	△50,000円	△4.85%
副市長	820,000 円	860,000円	△40,000 円	△4. 65%

3 改定時期

平成23年4月1日

答申素案をたたき台として、議論していただきたい。

木村課長

(関係資料について補足説明)

委員

市長と議員では減額率が異なっている。議員の減額率が少ない。

議長

議員には退職手当が無いことを考慮し、少ない減額率とした。

委員

退職手当を考慮すれば、適当な減額率である。

委員

市長、副市長については、5%弱の減額率となっており適当である。議長、副議 長、議員については、4%程度の減額率となるよう、減額率を増やすべきである。 特に議員の減額率が低いので、4%程度減額した470,000円としてはどうか。

市長、副市長を5%減額、議長、副議長、議員を4%減額することを基準としたい。

委員

議員の減額率が少ない。

改定後の市長、副市長の給料額が、暫定的減額措置を行っている現在の給料と同額であるため、更に1万円減額することとし、議員の減額率も4%程度に増やすべきである。

議長

議員には退職手当が無いことを考慮する必要がある。市長、副市長には、高額な 退職手当が支給される。

委員

議員の減額率が少ない。市長、議長については「長」あることの責任から、報酬額が高くなるのは当然である。報酬額が高ければ、減額を大きくなることは仕方ない。

議員は人数が多いため、減額の効果が大きい。市長の減額率との均衡を考慮し、 議員の減額率は4%程度とすべきである。

退職手当が高額であることは間違いないが、退職手当が高額であることを理由に 毎月の給料を引き下げるという考え方は、論理の飛躍ではないか。

議長

議員は人数が多いので、削減効果が大きい。

議員定数と退職手当の削減については、本審議会への諮問事項ではないため答申 することができないが、審議経過を報告する中で委員から意見が出たことを報告し たい。 総人件費という観点からすれば、議員定数を削減したうえで報酬額を決定することが望ましいと考えるが、現状ではできない。その中で、優秀な人材が議員になることができるような金額を支給することも重要である。

委員

議員定数や退職手当について、審議することはできないのか。

議長

本審議会は、議員報酬と給料について審議することを目的として設置されている 審議会であるため、議員定数や退職手当について審議することはない。

委員

本審議会が退職手当について審議しない、対象外であるということであれば、純粋に報酬額についてのみ検討すべきではないか。そうした場合、議員の報酬についても4%程度の削減とするべきである。

委員

素案は適切である。

議員の削減率が3%程度となっており、市長と比べると低い水準である。しかし、若い世代の市民が議員を目指そうとしたとき、3%削減は大きな削減に感じると思われる。他市との比較から考えても、3%削減は適切である。

委員

議員の削減率が低いことが問題となっているが、一番の問題は平成8年から 審議会が開催されず、報酬額は変わらなかったことではないか。定期的に審議 会を開催し、少しずつ削減していくべきではないか。

現在の議員報酬は 49 万円であるが、議員年金の掛け金が増加していることもあり、手取りは 30 万円を切っている。人が生活していくうえで、最低限必要となる生活費は、市長も議員も同じである。削減率を重視するべきではない。 4%程度の削減という意見もあるが、人口規模の近い各務原市との均衡を考慮すれば、3%の削減が適当ではないか。

社会情勢を反映させるために審議会を定期的に開催し、次回の審議会において更に引き下げることとしても良い。

議長

審議会を定期的に開催することが重要である。今回のように平成8年以来の改定となると、影響が大きく、調整が困難になる。議会で大きな問題となることを避け、次回の審議会に繋げるという考え方もある。

委員

議員報酬を改定するためには、議会の議決が必要である。議員報酬の削減率が大きいと議会で否決される可能性がある。議会で可決されるような改定案を答申する必要がある。答申素案の内容であれば、議会で否決されることはないと思われる。

委員

今後、審議会を定期的に開催するのであれば、報酬額を一気に引き下げるのではなく、小幅の引き下げが望ましい。小幅過ぎることは問題であるが、素案の減額率は適当なものであり、議会で問題となることもない。

議長

市長、副市長の減額率に関する委員の意見は、概ね一致していると思う。後は、 議員の報酬について検討していきたい。

委員

事務局に質問するが、審議会が 14 年間開催されなかった理由は、市長が諮問しなかったからだと思うが、諮問するかどうかは市長の裁量に委ねられているのか。 審議会が、定期的な審議会の開催を求めたとしても、結局、市長が諮問しなければ 開催されないということか。 「定期開催」とは、「4年に1回開催」等と定めることである。条例の規定では 「市長の諮問に応じて開催」となっており、「随時開催」とならざるを得ない。

委員

「定期的」ではなく「2年に1回」等、開催間隔について、条例改正も含め、具体的に要望する必要がある。

土田部長

市長も同様に定期的に開催したいと考えている。社会情勢等に変動がなく、審議結果が「現状どおり」ということになり、改定に至らないケースも想定されるが、少なくとも2年に1回は開催したいと考えている。

委員

市長の給料等について市民が議論するということが、非常に大切である。議論する場を担保するためにも、定期的開催を求めるという審議会の意見を反映させていただきたい。

委員

事務局に質問するが、答申書に審議会の定期開催を求める意見を記載した場合は、条例等を改正するのか。

土田部長

議会の議決等、必要な手続きを経れば、条例を改正することできる。ただ、 市長は、条例の改正がなくても、定期的に開催する意向である。

委員

市長が変わったときに、また審議会が開催されなくなる可能性がある。定期的に 開催する「仕組み」を作っておく必要がある。

委員

「市長の考え方」に左右されないためにも、審議会の意見を尊重し、市長に は条例改正に向けて動いていただきたい。

土田部長

答申書に定期開催に関する意見が記載されれば、市長は重く受け取ると思われる。また、審議会の議事録から、委員の考えは十分に伝わると思われる。

委員

答申書に意見として記載するときは「定期的」ではなく、「2年に1回」等、 具体的に記載すべきである。

委員

今後の開催が担保されるためにも、具体的に記載すべきである。

委員

毎年開催している自治体もあるが、適当な開催頻度はどのぐらいか。

議長

「2年に1回」としてはどうか。

委員

2年に1回開催するのであれば、議員報酬の削減率の問題については、2年 後の審議会で審議するので、今回の答申は素案のとおりでよいのではないか。

議長

退職手当に関する意見も記載したいと考えているが、「委員から退職手当に 関する意見があった」という程度の記載でよいか。

土田部長

退職手当について、確認させていただきたい点を説明する。

市長は常勤、議員は非常勤という根本的な身分の違いがある。民間企業において 非常勤の社員に退職金を支給していないことと同様に、議員には退職手当を支給し ていない。

市長等の退職手当額の算出方法は、岐阜県内の自治体は概ね同様であり、多治見市だけが特別高いものではない。

議長

他の自治体と同様であるから良いというものではない。ただし、退職手当については審議会に諮問されていない事項であるため、「退職手当の減額を求める」というような記載はできない。

委員

本審議会の審議対象でないことは承知しているが、退職手当と議員定数は重要な問題だと考える。

委員

議員の報酬を検討する際、議員の総人件費についても検討せざるを得ない。総人件費を検討するうえで、議員定数は非常に重要な問題である。本審議会は「特別職報酬等審議会」であり、「報酬等」の中に議員定数を含むことはできないのか。

土田部長

「報酬等」とは、議員報酬、市長等の給料、政務調査費を表している。

委員

現行が不可能であるならば、今後は退職手当と議員定数についても審議できるように改正するべきである。市の歳出全体の中に占める人件費の割合も、議員の報酬等を審議する上で考慮しなければならない。議員定数と退職手当は、人件費に大きな影響を与えるものであり、本審議会で審議するべきである。

土田部長

本審議会は、市長が議員報酬、常勤特別職給料及び政務調査費の額に関する条例 を議会に提出しようとするときに、事前に諮問し、市民の意見を反映させるために 設置している。よって、議員定数等は、審議対象外となっている。

また、市は歳出を削減するために行政改革に取り組んでいる。議員定数等については、市の行政改革について審議する行革委員会において審議すべき課題と思われる。同委員会には一般市民も参加しており、広く意見を反映させている。

議長

政務調査費については、審議できるのか。

十田部長

政務調査費については、今回の市長の諮問事項に含まれていないため、今回の審議会においては審議対象外である。

議長

政務調査費25万円は、高額である。今後、検討すべき課題である。

金額を見直すということより、その使い道がどうなっているのかについて、今まで以上に厳しく監督していただきたい。

服部部長

政務調査費の使途については、市のホームページ等で公表している。政務調査費は、議員個人に対してではなく会派に対して支給しているため、議員個人の生活費として使われることはない。

議長

余った政務調査費は、市に返還しているのか。翌年度に繰り越しているのか。実 態として余っているのか。

服部部長

1年分の25万円を4月にまとめて会派に支給しており、余った政務調査費は市 に返還されている。翌年度に繰り越すことはできない。実際に余っている。

委員

給料が安いと優秀な人材が集まらないという意見が出たが、本当にそうなのか疑問である。給料が高いか安いかは、個人の主観に関わることである。47万5千円であれば優秀な人材が集まり、47万円に下げると優秀な人材が集まらないということにはならない。つまり、本審議会で議員の報酬等を検討する際は、優秀な人材が集まるかどうかという視点は必要ないのではないか。

実際に立候補する方は、給料の高い・低いではなく、「志」をもって立候補する のではないか。

委員

「志」を持って立候補した議員が、「生活」という現実を目の当たりにし、 議員を辞めたケースもある。 委員

若い世代が議員になろうとしたとき、生活費、子育てに係る費用、議員活動の経費等を負担することを考えると、報酬額は無視できない。同じ議員という職に就くのであれば、より高額な報酬を得られる自治体の議員となることを希望するのではないか。

報酬額が高ければ優秀な人材が集まるとは言えないが、報酬額が低ければ、それ だけ議員になろうと考える人数が減ることは間違いない。

委員

理想と現実に隔たりがあることは十分承知しているが、議員が報酬額をみて立候 補するかどうかを決めたとは考えられない。

委員

実態は、ほとんどの議員が報酬額ではなく志によって立候補していると思う。しかし、中には生活に対する不安から、志があっても立候補できない方もいるのではないか。

ただ、1万円、2万円の差ではあれば、影響はないと思う。

委員

今回の報酬額等の減額が議会で可決した場合、市民に対して周知されるのか。 議会だより、市のホームページ等で広報する。

土田部長 木村課長

本審議会の答申書についても、マスコミへ情報提供等を行う予定である。

報酬額等の改定に係る条例改正案を議会に提案する前に、パブリックコメントも 実施する予定である。

土田部長

本審議会の議事録も公開する予定である。

委員

答申素案のとおりの金額で議決された場合、一般市民が納得する金額であるかど うか疑問である。

委員

審議会を2年に1回開催することにより、今回の改定で市民の感じた疑問を次回の審議会で活かすことができる。審議会が14年間開催されていなかったという状況を考慮すれば、今回の減額は素案の程度に止め、次回の審議会に繋げていくべきである。

委員

審議会が 14 年間開催されていなかったからといって、減額率を少なくする 必要はないのではないか。

答申が議決されるかどうかを考慮する必要があるという意見が出たが、議決 されるかどうかは議員の問題であり、本審議会が考慮すべきことではない。議 会の反応を考慮しながら答申することは、不本意である。議会が否決したので あれば、再度審議会を開催し、再度答申すればよい。

素案における議員の報酬額の3%削減は、市民からは削減幅が少ないという 意見が出るのではないか。

議長

答申する以上は、議決していただきたいと考えている。この削減率であれば、議会は議決せざるを得ないと考えている。また、これ以上少ない減額率にすることは不適切であるとも考えている。

それでは、意見も出尽くしたようですので、答申素案のとおり答申することとしてよろしいですか。

また、答申には、審議会を2年に1回開催するよう意見を付してよろしいです

か。

委員一同

異議なし。

(事務局が答申書原稿を作成)

議長

答申書の内容を確認します。

(議長が、答申書原稿を読み上げ)

委員一同

(答申書原稿を確認)

議長

答申内容の実施に向けたスケジュールはどのようか。

土田部長

答申に基づく条例改正案を平成 22 年 12 月議会に提案し、議決後、平成 23 年 4 月 1 日から施行する予定である。

委員

現職議員も平成23年4月の報酬額は減額されるという理解でよいか。

土田部長

そのとおりである。

議長

只今、事務局において答申書を作成しているため、答申書が完成するまでの 間休憩とします。

(16:15~16:35 休憩)

(市長入室)

議長

審議会を再開し、市長に答申書を提出します。

(会長が諮問書を読み上げ、市長に諮問書を渡す。)

古川市長

熱心にご議論していただき、有難うございます。

名古屋市議会を中心として、大変強い市民の声、市民の目が向けられています。今後は、答申を真摯に受け止め、議論していきたいと考えています。

また、今回の減額率に、職種による差異があることを厳粛に受け止めます。

議長

以上をもって、本審議会に付議された議案は、全て議了したので、本審議会

を閉会します。